

流山市農業委員会
令和4年第9回
総会議事録

令和4年9月9日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和4年第9回総会議事録

- 1 期 日 令和4年9月9日(金)
- 2 場 所 流山市役所301会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男
- 5 出席農業委員(委員11名)
 - 1番 矢口 優子
 - 2番 池田 操代
 - 3番 金子 文雄
 - 5番 金子 孝博
 - 6番 中嶋 清
 - 7番 小菅 康男
 - 8番 染谷 一嘉
 - 9番 石井 保
 - 10番 岡田 長政
 - 11番 山崎 日出男
 - 12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員1名)
 - 4番 鈴木 亨
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員4名)
 - 1地区 藍川 治助
 - 2地区 小林 常男
 - 1地区 染谷 文夫
 - 2地区 森田 元彦
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)
- 9 書記名 会計年度任用職員 齊藤 恒夫
- 10 事務局 事務局次長 染谷 晃
事務局主査 野口 翔子
事務局主事 小田 嵩
- 11 会議目次
 - (1) 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について 1
 - (2) 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) 3
 - (3) 議案第34号 農用地利用集積計画の決定について 4
 - (4) 報告第21号 合意解約の通知について 6
 - (5) 報告第22号 電気事業者の行う送電用施設等の設置について 6
 - (6) 報告第23号 専決処理の報告について 7

▲開会 午後2時59分

○水代会長 それでは、ただ今から令和4年第9回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを御報告いたします。

なお、4番 鈴木委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

10番 岡田委員、11番 山崎委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤会計年度任用職員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧ください。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」までの3議案について、御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第21号「合意解約の通知について」から報告第23号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第32号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和4年9月9日提出

今月の申請は1件です。

権利者は、流山市上貝塚の方で職業は兼農です。

申請がありました土地は、上貝塚の畑1筆 面積2,005平方メートルです。

申請事由ですが、農業後継者育成のため、贈与により取得するものです。

議案案内図については、1ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は1件です。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の西約1.4キロメートルに位置している畑1筆で、面積は2,005平方メートルです。

また、申請理由につきましては、農業後継者育成のため、贈与により所有権を取得するものです。

申請地の畑は、投影している写真のとおり果樹が植え付けられている状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約0.7ヘクタールで農業従事者は5名です。

今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案については、池田委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

池田委員の退席を求めます。

(午後3時5分 池田委員退席)

○水代会長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。
議案第32号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
挙手、全員であります。
よって議案第32号については、許可することに決定いたしました。
ありがとうございました。
池田委員の除斥を解きます。
(午後3時6分 池田委員入室)

○水代会長 続いて、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをご覧ください。

議案第33号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和4年9月9日提出

今月の申請は1件です。

権利者は、流山市下花輪にお住まいの方です。

申請がありました土地は、下花輪の現況畑2筆 合計転用面積はあわせて63.13平方メートルです。

権利の種類は所有権の移転で、転用目的は自宅への通路用地にするものです。

申請理由ですが、権利者の自宅に進入する道路が狭く、車での通行が難しくなってきたことから、隣接地の畑の一部を通路用地とするため、今回申請があったものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の2ページと3ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件です。

本案については、現地調査と権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、流鉄流山線流山駅の北約1.8キロメートルに位置し、周囲は小規模な畑や住宅が混在している地域です。

そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』として、第2種農地と判断いたしました。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

碎石の上からアスファルトで舗装する計画です。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、東側が県道、西側が権利者の住宅、その他は畑になっています。

次に、資金計画ですが、土地の購入費が約150万円、工事費が約180万円で、全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当ありません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第33号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第33号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 続いて、議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページをお開きください。

議案第34号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和4年9月9日提出

今月の申請は新規が1件、更新が2件です。

始めに、議案1番の権利者は、流山市平方にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、平方の畑2筆 合計面積2,255平方メートルです。
利用権の設定期間は、新規により6年間で権利の種類は賃貸借です。
本件の議案案内図につきましては、4ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案2番の権利者は、流山市平方にお住まいの方で職業は農業です。
対象となる農地は、平方の畑2筆 合計面積1,855平方メートルです。
利用権の設定期間は、更新により6年間で権利の種類は賃貸借です。
本件の議案案内図につきましては、5ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案3番の権利者は、流山市野々下三丁目にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、芝崎の畑1筆 面積1,021平方メートルです。
利用権の設定期間は、更新により3年間で、権利の種類は賃貸借です。
本件の議案案内図につきましては、6ページにございますので併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が1件、更新が2件です。
はじめに、1番ですが、本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は52歳です。

農業従事者は3名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり作付け済みの状態でした。

次に、2番ですが、本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は73歳です。

農業従事者は3名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり作付け済みの状態でした。

次に、3番ですが、本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は41歳です。

農業従事者は1名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数

など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第34号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第34号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、報告第21号「合意解約の通知について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページを御覧ください。

報告第21号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

令和4年9月9日報告

合意解約が行われました農地は、上新宿にあります畑2筆 合計面積2,645.34平方メートル、合意解約通知書の受付日は令和4年8月5日であります。

議案案内図につきましては、7ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の合意解約の報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

◆第9番(石井委員) 合意解約の理由は何でしょうか。

◎事務局(小田主事) お話を伺っている範囲では、所有者様側の御相続に伴い農地の一部を処分されるようです。

○水代会長 他に御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

次に、報告第22号「電気事業者の行う送電用施設等の設置について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをお開きください。

報告第22号

電気事業者の行う送電用施設等の設置について

農地法施行規則第53条第11号に規定する事業について、次のとおり事業計画書が提出されたので報告する。

令和4年9月9日 報告

本件は、農地法の許可が不要な案件のうち、農地法施行規則第53条第11号にあります「電気事業者が行う送電用電気工作物等の設置」については、農林水産省の通知により、事業計画書を提出することとなっているため、提出されたものです。

今回は、鉄塔の碍子取替工事に係るものです。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の8ページから12ページにございますので、併せて御参照ください。

御報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第23号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

報告第23号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月9日報告

最初に、1. の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、5件 6筆 合計面積2,059.01平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

つぎに、2. の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、12件 149筆 合計面積93,456.99平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の9ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条の届出につきましては、住宅用地が4件、その他の建物施設用地が1件です。
第5条の届出につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が6件、マンションの区分所有が4件、工鉱業用地が1件、その他の建物施設用地が1件の計12件です。

今月の専決処理の御報告は、以上です。

よろしくお願いたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和4年第9回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後3時22分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和4年9月9日

流山市農業委員会長

水代啓司

流山市農業委員会委員

岡田長政

流山市農業委員会委員

小野日出男